

9. 退職年金について

- ・ 共済会の会員期間が 20 年以上の方は、退職給付金（一時金）と退職年金のいずれかを選択することができます。
- ・ これらは一定割合で組み合わせ（一部選択）もできます。
ただし、一部選択ができるのは退会時のみです。

(1) 退職年金の支給期間

退職年金の給付年数と年金現価率は、次のいずれかです。 退会時に選択します。

給付年数	保障期間	年金現価率
5 年間	5 年	55.57094
10 年間	10 年	103.50692
15 年間	15 年	144.85692

(2) 一部選択の割合

一定割合で組み合わせる場合の割合は次の 3 通りです。

一時金		年金
25%	+	75%
50%	+	50%
75%	+	25%

(3) 退職年金の計算式

$$\frac{\text{平均標準給与月額 (退会時過去 1 年間の平均)}}{\text{年金現価率}} \times \text{乗率} = \text{退職年金月額}$$

(4) 年金の給付時期

年金の給付時期は、毎年 6 月、9 月、12 月、3 月に、それぞれその前月分までを各月 1 日に支給します。（1 日が休日等の場合は翌営業日）

(5) 年金の一時払い

年金を受給中に、残りの年金を一時払いに変更し、一括で受け取ることもできます。
この場合の一時金の額は、退職年金規程に基づき計算されます。

- 注意！**
1. 乗率は、退会理由（P26 参照）によって異なります。
 2. 受給する年金には所得税が課税されます。
 3. 支払総額から加入者拠出金（本人掛け金相当分）を控除した額が課税対象額となり、源泉徴収されます。

※ 年金を選択した場合、所定の「個人番号届（確定給付企業年金）」と本人確認の必要書類を添付してください。

※ 提出にあたっては、簡易書留等の送信記録がわかる方法で送付してください。

※退職年金を受けることができる会員または退職年金受給権者が死亡した場合は、遺族・相続人が遺族年金を受給することができます。